

## ○ 多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1・2（略）</p> <p>（申請手続）</p> <p>第3 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が別に通知する日までに交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>交付金の交付を受けようとする</u>都道府県知事は、前項の交付申請書を提出するに当たっては、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。</p> <p>（交付決定の通知）</p> <p>第4 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の<u>上</u>、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。</p> <p><u>2 第3第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。</u></p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第5 都道府県知事は、<u>第3第1項の規定による</u>交付申請を取り下げようとするときは、<u>第4第1項の規定による</u>交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した<u>取下書</u>を地方農政局長等に提出しなければならない。</p> <p>（計画変更、中止又は廃止の承認）</p> <p>第6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更（中止又は廃止）承認申請書を第3の交付申請の手続に準じて地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 交付金に係る事業の内容を変更しようとするとき。ただし、<u>第4項</u>に規定する軽微な変更を<u>除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。</u></p> <p>(2) （略）</p>	<p>第1・2（略）</p> <p>（申請手続）</p> <p>第3 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が別に通知する日までに交付申請書<u>正副2部</u>を地方農政局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の交付申請書を提出するに当たっては、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。</p> <p>（交付決定の通知）</p> <p>第4 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の<u>うえ</u>、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第5 都道府県知事は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した<u>書面</u>を地方農政局長等に提出しなければならない。</p> <p>（計画変更、中止又は廃止の承認）</p> <p>第6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更（中止又は廃止）承認申請書を第3の交付申請の手続に準じて地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 交付金に係る事業の内容を変更しようとするとき。ただし、<u>第3項</u>に規定する軽微な変更を<u>除く。</u></p> <p>(2) （略）</p>

2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

4 (略)

(概算払の請求)

第7 都道府県知事は、第4による交付決定の通知を基に交付金の全部又は一部について概算払を請求しようとする場合には、別記様式第3号による概算払請求書を作成し、地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

ただし、概算払の請求は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 都道府県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(事業遅延の届出)

第8 都道府県知事は、交付金に係る事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金に係る事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第9 都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第3号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、交付金に係る事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付金に係る事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第10 規則第6条第1項の別に定める実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事は、交付金に係る事業を完了したとき（第6第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、交付金に係る事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌

(新設)

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 (略)

(概算払の請求)

第7 都道府県知事は、第4による交付決定の通知を基に交付金の概算払を請求しようとする場合には、別記様式第3号による概算払請求書正副2部を作成し、地方農政局長等に設置されている官署支出官に提出しなければならない。

ただし、概算払の請求は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(新設)

(事業遅延の届出)

第8 都道府県知事は、交付金に係る事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金に係る事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金に係る事業の遂行が困難となった理由及び交付金に係る事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(新設)

(状況報告)

第9 都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第4号により遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第3号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、交付金に係る事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付金に係る事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第10 規則第6条第1項の別に定める実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、別記様式第5号のとおりとし、都道府県知事は、交付金に係る事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

(新設)

年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額報告書が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第11 地方農政局長等は、第10第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

2・3 (略)

(額の再確定)

第12 都道府県知事は、第11第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金に係る事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金に係る事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10第1項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第11第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第13 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接交付事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) (略)

2 (略)

2 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額報告書が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第11 地方農政局長等は、第10第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金に係る事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

2・3 (略)

(新設)

(交付決定の取消等)

第12 (略)

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

(4) (略)

2 (略)

3 地方農政局長等は、第1項の第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第11第3項の規定(括弧書きを除く。)を準用する。

(交付金の経理)

第14 (略)

2 (略)

3 前2項及び第15に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第15 都道府県知事は、当該交付金に係る事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

第16 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第17 都道府県知事は、第3第1項の規定による交付の申請、第5の規定による申請の取下げ、第6第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第7の規定による概算払請求、第9の規定による状況報告、第10第1項による実績報告、第10第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示、命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 都道府県知事が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第18 都道府県知事は、管内の市町村長に交付金を交付するときは、本要綱第6、第8から第10まで、第12から第15までの規定に準ずる条件を付すほか、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、都道府県知事は、市町村長から第1号の*イ*に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(1) 市町村長は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)第5に定める事業実施主体(以下「事業実施主体」という。)に交付金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月

3 地方農政局長等は、第1項の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第11第3項の規定を準用する。

(交付金の経理)

第13 (略)

2 (略)

(新設)

(交付金調書)

第14 都道府県知事は、当該交付金に係る事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第7号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

第15 (略)

(新設)

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第16 都道府県知事は、管内の市町村長に交付金を交付するときは、本要綱第6、第8から第10、第13及び第14の規定に準ずる条件を付すほか、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、都道府県知事は、市町村長から第1号の*イ*に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(1) 市町村長は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)第5に定める事業実施主体(以下「事業実施主体」という。)に交付金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月

1 日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知)第6、第8から第10まで及び第14の規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、市町村長は、事業実施主体からアの(イ)に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならない。

ア・イ (略)

ウ 財産管理台帳の整備

事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

エ 契約等

(ア) 事業実施主体は、間接交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。

ただし、間接交付金に係る事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(イ) 事業実施主体は、(ア)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ(以下、「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式11号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(2) (略)

2 (略)

別表 (略)

別記様式第1号(第3関係)

〇〇年度多面的機能支払交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道にあつては農林水産大臣

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

1 日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知)第6、第8から第10まで及び第13の規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、市町村長は、事業実施主体からアの(イ)に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならない。

ア・イ (略)

ウ 財産管理台帳の整備

事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

エ 契約等

(ア) 事業実施主体は、間接交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。

ただし、間接交付金に係る事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約とすることができる。

(イ) 事業実施主体は、(ア)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(2) (略)

2 (略)

別表 (略)

別記様式第1号(第3関係)

平成〇〇年度多面的機能支払交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道にあつては農林水産大臣

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

〇〇年度において、下記の事業を実施したいので、多面的機能支払交付金交付要綱第3の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

(略)

別記様式第2号(第6関係)

〇〇年度多面的機能支払交付金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道にあつては農林水産大臣

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、多面的機能支払交付金交付要綱第6の規定に基づき、申請する。

記

(略)

別記様式第3号(第7及び第9関係)

〇〇年度多面的機能支払交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道にあつては農林水産大臣

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

官署支出官 〇〇 殿

(第7条第1項に定める官署支出官名を記入)

平成〇〇年度において、下記の事業を実施したいので、多面的機能支払交付金交付要綱第3の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

(略)

別記様式第2号(第6関係)

平成〇〇年度多面的機能支払交付金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道にあつては農林水産大臣

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名



平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、多面的機能支払交付金交付要綱第6の規定に基づき、申請する。

記

(略)

別記様式第3号(第7及び第9関係)

平成〇〇年度多面的機能支払交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 [※] 殿

官署支出官地方農政局総務部長殿

北海道にあつては、

農林水産大臣 [※]

官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官

北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局管内の府県にあつては

地方農政局長 [※]

官署支出官地方農政局総務管理官

沖縄県にあつては [※]



都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった事業について、多面的機能支払交付金交付要綱第7の規定により概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

[※] また、併せて同要綱第9の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1. (略)

2. 請求金額の内訳

〇〇年〇月〇日現在

表 (略)

3. 事業遂行状況 [※]

経費区分	国費 (A)	事業遂行状況 (B) (〇〇年〇月〇日 までに完了したもの)	進捗率 (B) / (A)	備 考
農地維持支払交付金	円	円	%	
資源向上支払交付金	円	円	%	
計	円	円	%	

(注) 「事業の遂行状況」の欄には、交付金の支払い金額を記載すること。

4. 事業の完了予定 年 月 日

別記様式第4号 (第8関係)

〇〇年度多面的機能支払交付金遅延届出書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道にあつては農林水産大臣

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった事業について、多面的機能支払交付金交付要綱第7の規定により概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

[※] また、併せて同要綱第9の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1. (略)

2. 請求金額の内訳

平成〇〇年〇月〇日現在

表 (略)

3. 事業遂行状況 [※]

経費区分	国費 (A)	事業遂行状況 (B) (平成〇〇年〇月〇日 までに完了したもの)	進捗率 (B) / (A)	備 考
農地維持支払交付金	円	円	%	
資源向上支払交付金	円	円	%	
計	円	円	%	

(注) 「事業の遂行状況」の欄には、交付金の支払い金額を記載すること。

4. 事業の完了予定 平成 年 月 日

(新設)

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、多面的機能支払交付金交付要綱第8の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定 年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第9関係）

〇〇年度多面的機能支払交付金事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農林水産大臣

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

別記様式第4号（第9関係）

平成〇〇年度多面的機能支払交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農林水産大臣

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印



〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって多面的機能支払交付金の交付決定通知のあった事業について、多面的機能支払交付金交付要綱第9の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

事業遂行状況

経費区分	国費 (A)	事業遂行状況 (B) (〇〇年〇月〇日までに完了したもの)	進捗率 (B) / (A)	備 考
農地維持支払交付金	円	円	%	
資源向上支払交付金	円	円	%	
計	円	円	%	

(注) 「事業の遂行状況」の欄には、交付金の支払金額を記載すること。

別記様式第6号 (第10第1項関係)

〇〇年度多面的機能支払交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道にあつては農林水産大臣

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって多面的機能支払交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、多面的機能支払交付金交付要綱第10第1項の規定に基づき、その実績を下記のとおり報告する。

記

(略)

別記様式第7号 (第10第2項関係)

〇〇年度多面的機能支払交付金年度終了実績報告書

番 号

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって多面的機能支払交付金の交付決定通知のあった事業について、多面的機能支払交付金交付要綱第9の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

事業遂行状況

経費区分	国費 (A)	事業遂行状況 (B) (平成〇〇年〇月〇日までに完了したもの)	進捗率 (B) / (A)	備 考
農地維持支払交付金	円	円	%	
資源向上支払交付金	円	円	%	
計	円	円	%	

(注) 「事業の遂行状況」の欄には、交付金の支払金額を記載すること。

別記様式第5号 (第10関係)

平成〇〇年度多面的機能支払交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

(北海道にあつては農林水産大臣

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって多面的機能支払交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、多面的機能支払交付金交付要綱第10の規定に基づき、その実績を下記のとおり報告する。

記

(略)

(新設)

年 月 日

地方農政局長 殿  
(北海道にあっては農林水産大臣  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、多面的機能支払交付金交付要綱第10第2項の規定により、その実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業 に要する 経費 (A)	国庫補 助金	(A) の うち年 度内支 出済額	概算払受 入済額	(A) のう ち未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 農地維持支払交付金 資源向上支払交付金	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 農地維持支払交付金 資源向上支払交付金							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第8号（第10第4項関係）

〇〇年度多面的機能支払交付金の消費税仕入控除税額報告書

別記様式第6号（第10関係）

平成〇〇年度多面的機能支払交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
(北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた多面的機能支払交付金について、多面的機能支払交付金交付要綱第10第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 適正化法第15条の交付金の額の確定額 金 円  
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2. ～6. (略)

別記様式第9号 (第15関係)

〇〇年度  
農林水産省所管

〇 〇 交 付 金 調 書

(略)

別記様式第10号 (第18関係)

財 産 管 理 台 帳

(略)

別記様式第11号 (第18関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[事業実施主体] 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
(北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた多面的機能支払交付金について、多面的機能支払交付金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 適正化法第15条の交付金の額の確定額 金 円  
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2. ～6. (略)

別記様式第7号 (第14関係)

平成〇〇年度  
農林水産省所管

〇 〇 交 付 金 調 書

(略)

別記様式第8号 (第16関係)

財 産 管 理 台 帳

(略)

別記様式第9号 (第16関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[事業実施主体] 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加 又は申込み に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1)～(注3) (略)

(注4) 間接交付事業者に対する申し立ての場合であって、交付事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1)～(注3) (略)

(新設)

附 則 (令和3年〇月〇日付け2農振第〇〇号)

この通知は、令和3年〇月〇日から施行する。